

資料 5-1-24 災害時における救援物資の供給に関する協定

災害時における救援物資の
供給に関する協定書



千 早 赤 阪 村
三協フロンティア株式会社



災害時における救援物資の供給に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と三協フロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千早赤阪村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、村民生活の早期安定を図るため物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、乙が取扱い可能な仮設事務所、仮設トイレ等（以下、「ユニットハウス等」という。）とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に物資の要請をするときは、別に定める書面により通知をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬、設置については、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告および承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により、甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得たのち、乙の請求により甲が支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制および物資の供給等についての意見交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、1年間更新されたものと見なし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について又は疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月18日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180番地
千早赤阪村
代表者 村長 南本 茂



乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンティア株式会社
関西・中国統括部長 執行役員 福本 武志



様式第1号（第3条）

第 号
年 月 日

三協フロンティア株式会社 様

千早赤阪村長

救 援 物 資 要 請 書

「災害時における救援物資の供給に関する協定」に基づき、救援物資について、下記のとおり要請します。

記

内 容 : ①ユニットハウス（型番 ） 棟
②ユニットハウス（型番 ） 棟
③その他

日 時 : 年 月 日 時 分～

場 所 : 大阪府南河内郡千早赤阪村大字

名 称 :

その他 :

問い合わせ先 千早赤阪村危機管理課
電話 0721-26-7238

連絡体制表

令和3年11月18日現在

甲 (千早赤阪村)

郵便番号 585-8501
住所 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
電話番号 0721-26-7238
FAX 0721-72-1880
担当部署 危機管理課

乙 (三協フロンティア株式会社 大阪支店)

郵便番号 541-0048
住所 大阪府大阪市中央区瓦町3-4-7KCビル5F
電話番号 06-6227-0081
FAX 06-6227-0070
担当部署 大阪支店

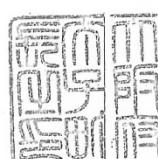
資料 5-1-25 災害発生時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定

災害発生時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定



南河内地域の1市2町1村(富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村)(以下「甲」という。)と社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定を締結する。

(目的)



第1条 本協定は、大規模災害が発生した場合において、甲に居住する知的障がい児・者等(以下「要配慮者」という。)が避難生活を余儀なくされた際に、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に関する協力を要請するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)



第2条 本協定において、福祉避難所とは、指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所をさし、本人及び支援する家族等を受け入れる避難所をいう。

2 本協定において、避難生活の支援対象となる者(以下「対象者」という。)は、要配慮者とその支援する家族等であり、甲のいずれかが福祉避難所での避難生活が必要であると判断した者をいう。

(協力要請施設)



第3条 甲が、福祉避難所として設置及び管理運営に関する協力を要請する乙の施設は以下のとおりとする(以下「本施設」という。)

| 所在地 | 施設名 | 使用する自治体 |
|------------------------|-------------|-------------------------|
| 富田林市 大字甘南備 216番地 | 障害者支援施設こんごう | 富田林市、太子町、 河南町及び千早赤阪村 |
| | 障害者支援施設にじょう | |



(施設使用の要請)

第4条 対象者について、甲のいずれかが福祉避難所での避難生活が必要であると判断したときは、甲は乙に対し、本施設を福祉避難所として設置及び管理運営する旨の協力を要請できるものとする。

- 甲が前項の要請を行う場合は、甲のうち富田林市が取りまとめて、本施設(こんごう、にじょう)の管理者へ直接要請するものとする。
- 乙は、甲の要請に対し可能な範囲内で応じるものとする。ただし、本施設が大規模災害により施設機能に大幅な被害を受ける等、福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りでない。

(要請の手続)

第5条 前条の要請は、福祉避難所開設及び要配慮者受入要請書（様式第1号）によるものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって乙に要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(要配慮者の移送)

第6条 甲の要請に基づき本施設の管理者が受入を了承した場合において、要配慮者の移送は、当該要配慮者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とし、やむを得ない場合には、甲は移送の支援を行うものとする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するものとする。

(設置及び管理運営における配慮)

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に当たっては、可能な範囲で次に掲げる事項について協力するものとする。ただし、要配慮者の避難生活の支援は、当該要配慮者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

（1）要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援

（2）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

2 甲は、乙の業務協力及び要配慮者の避難生活に際し、本施設の管理者と連絡調整の上、必要な支援を行うものとする。

(物資の調達)

第8条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(管理運営の期間)

第9条 本協定における福祉避難所の管理運営期間は、甲が乙に第4条による要請を行ったときから対象者が避難所を退所するまでとする。ただし、乙の施設運営に支障がある場合は、甲乙協議の上、期間を決定するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本施設における本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、要配慮者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令（これらの法令に基づく通知及び

通達を含む。）に基づき乙が負担した所要の実費の額に相当する金額を支払うものとする。

- 2 乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に要した費用に関する届出書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 甲それぞれの費用負担は、甲において別途協議の上決定し、乙は、それに基づく費用を甲それぞれに請求するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、福祉避難所の設置及び管理運営を行う場合において知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の終了後も同様とする。ただし、法令の定めによる場合、本人の同意がある場合及び本人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるときはこの限りでない。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれかから相手方に対し別段の意思表示がない場合は、本協定を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

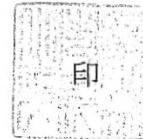
本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 8月 18日

甲 大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市

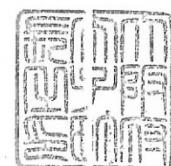
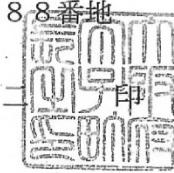
市長 吉村善美



大阪府南河内郡太子町大字山田8番地

太子町

町長 田中祐



大阪府南河内郡河南町大字白木13番地の6

河南町

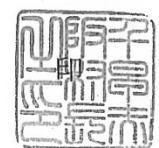
町長 森田昌吾



大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

村長 南本斎



乙 大阪府富田林市大字吉南備2丁6番地

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団

理事長 飯田哲司



資料 5-1-26 災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書



災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）と藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「統合元市町村」という。）は、災害等による水道施設の復旧等における連携に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等により、水道施設で断水等の被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「断水発生時等」という。）において、住民生活の維持と安全を確保するため、企業団及び統合元市町村が相互に連携・協力し、各統合元市町村内の水道施設の復旧等について迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（情報連絡体制）

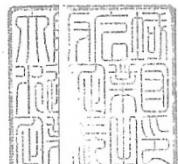
第2条 企業団及び統合元市町村は、断水発生時等において迅速かつ円滑に必要な情報を共有するため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

- 2 企業団及び統合元市町村は、断水発生時等における水道施設の復旧等に関する調整を円滑に行うため、連絡調整会議を設置し、必要に応じて会議を開催するものとする。
- 3 災害等が発生し、統合元市町村が市町村災害対策本部を設置した場合等において、統合元市町村から要請があったときは、企業団は当該災害対策本部に水道を担う指定地方公共機関として参加し、水道施設の復旧等について情報を共有するものとする。

（災害情報の共有）

第3条 企業団及び統合元市町村は、断水発生時等において、次に掲げる事項について必要に応じて情報を共有するものとする。

- (1) 水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み
- (2) 応急給水の実施状況
- (3) 道路・河川の被害状況
- (4) 給水拠点情報及び避難所の開設状況
- (5) 病院等の重要施設からの応急給水の要請
- (6) その他水道施設の復旧等に必要な事項



（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により、統合元市町村の管理する道路等が使用不能となり、企業団の水道施設の復旧作業に支障が生じた場合、又は企業団の水道施設により統合元市町村の道路復旧作業等に支障が生じた場合は、企業団及び統合元市町村は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう、双方協力するものとする。

- 2 前項の場合において、企業団及び統合元市町村は、水道施設又は道路等の復旧作業

のために相手方が管理する土地、道路、施設等の一時使用を要請した場合は、迅速に復旧作業ができるよう双方協力するものとする。

(応急給水活動に対する協力)

第5条 断水発生時等において、企業団は応急給水活動を行うものとし、統合元市町村は給水拠点の確保や応急給水活動の補助業務など、応急給水活動の迅速かつ円滑な実施に協力するものとする。

(広報活動に対する協力)

第6条 断水発生時等において、企業団が住民への広報活動について協力を要請した場合は、統合元市町村は市町村のホームページへの掲載や防災行政無線等での案内について協力するものとする。

(訓練等への参加)

第7条 企業団及び統合元市町村は、本協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、必要に応じて、それぞれが実施する訓練等に参加するものとする。

(費用の負担)

第8条 地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等による水道施設復旧に係る費用は、企業団が負担する。

2 本協定に基づく協力に要した費用は、次のとおりとする。ただし、法令その他別段の定めがあるもの及び協力職員の入件費等を除く。

(1) 協力に要した費用は、原則として協力を受けた団体が負担する。

(2) 資機材、車輌等の燃料費その他これに関する経費は、協力を受けた団体が負担する。

(3) 協力職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が協力業務の従事中に生じたものについては協力を受けた団体が、協力業務提供場所への往復途中に生じたものについては協力した団体が、その賠償の責任を負う。

3 前項の定めにより難い場合は、双方協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、企業団及び統合元市町村は、誠意をもって協議の上で解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を14通作成し、企業団及び統合元市町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機



藤井寺市
市長 岡田 一樹



泉南市
市長 山本 優真



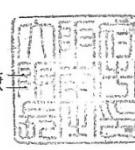
四條畷市
市長 東 修平



大阪狭山市
市長 古川 照人



阪南市
市長 水野 謙二



豊能町
町長 塩川 恒敏



忠岡町
町長 杉原 健士



熊取町
町長 藤原 敏司



田尻町
町長 栗山 美政



岬町
町長 田代 勇



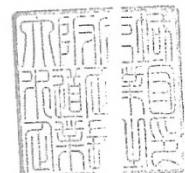
太子町
町長 田中 祐二



河南町
町長 森田 昌吾



千早赤阪村
村長 南本 斎



資料 5-1-27 ドローンを活用した支援活動に関する協定書



ドローンを活用した支援活動に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人シェリール（以下「乙」という。）とは、ドローンを活用した支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に対してドローンを活用した支援活動（以下「支援活動」という。）を要請することができる。

（災害時における支援活動）

第2条 甲が、災害時に乙に要請する支援活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 甲が指定する地点におけるドローンを活用した情報収集を行うこと。
- (2) 甲が指定する地点におけるドローンを活用した被災者の捜索、救助等を行うこと。
- (3) ドローンを活用した災害現場地図の作成を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請する支援活動を行うこと。

（平常時における支援活動）

第3条 甲が、平常時に乙に要請する支援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) ドローンの活用に関する防災訓練等の技術的支援を行うこと。
- (2) ドローンの操縦技術等に関する技術的助言を行うこと。
- (3) ドローンを活用した訓練及び研修会を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が依頼する支援活動を行うこと。

2 前項第1号及び第2号に規定する支援活動は講師派遣依頼書（様式第1号）により依頼し、甲、乙協議の上、実施時期、開催場所等を決定し、甲の活動に支障がない範囲で乙に施設等の貸与及び使用を許可するものとする。

3 第2項第3号に規定する支援活動は、甲、乙協議の上、実施時期等を決定する。



（要請の方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、活動内容等を明らかにした上、要請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（支援活動等の実施）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに支援活動を実施するものとする。

2 飛行許可の取得に係る手続き等、前項の支援活動を行う場合に必要な手続きは、乙において行うものとする。

3 甲は、乙が本活動を的確に行うために必要と認められるときは、甲の所有する通信手段、無線機器、電源、用地、道路、施設及び車両の使用等について、甲の災害応急活動に支障のない範囲で乙に貸与及び使用の許可をするものとする。

(安全の確保)

第6条 甲は、要請を受けて活動する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとし、乙は、支援活動を円滑に行うために、国土交通省航空局が定める無人航空機の運用マニュアルに準じて、平常時から乙の構成員に対し本協定を十分周知し、構成員も自身の安全の確保に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、支援活動を実施した場合は、報告書（様式第3号）により速やかに報告を行うものとする。ただし、無償での活動は除く。

(費用の負担)

第8条 乙が支援活動を行う際に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、第3条第1号及び第2号に規定する支援活動については、無償で実施することとする。

2 甲は、乙から前項の費用の請求があった場合は、その内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、甲の要請に基づく支援活動の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合等、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法による報告とし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害賠償等)

第10条 乙が実施する支援活動に従事する者が当該支援活動により、死亡、負傷、疾病又は障害になった場合における災害補償については、原則乙が負担するものとし、状況によっては甲乙協議の上定めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく支援活動により知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、第三者に漏らしてはならない。

(連絡担当)

第12条 本協定の円滑な運用に資するため、甲及び乙は、事前に連絡担当者を定めること

とする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年2月6日から令和5年3月31日とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の解消の申し出は、文書で申し出るものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙双方協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月6日

甲：大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長

角 本

千早赤阪村
代表者 村長

乙：奈良県橿原市一町 154 番地 8

一般社団法人シェリール

代表理事

泉谷 審人



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

一般社団法人シェリール
代表理事 様

千早赤阪村長

講師派遣依頼書

ドローンを活用した支援活動に関する協定書に基づき、下記のとおり講師の派遣を
依頼いたします。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 派遣内容 | |
| 日 時 | 年 月 日 |
| 場 所 | |
| 連絡責任者 | 部・課名： 氏名： 電話番号： FAX： |
| 備 考 | |

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

一般社団法人シェリール
代表理事 様

千早赤阪村長

要 請 書

ドローンを活用した支援活動に関する協定書に基づき下記のとおり協力を要請します。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 要 請 番 号 | |
| 要 請 内 容 | |
| 日 時 | 年 月 日 |
| 場 所 | |
| 連 絡 責 任 者 | 部・課名： 氏 名： 電話番号： FAX： |
| 備 考 | |

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

千早赤阪村長

様

一般社団法人シェリール
代表理事

報 告 書

ドローンを活用した支援活動に関する協定書に基づく支援活動が完了したので下記のとおり報告いたします。

1. 調査結果

2. 調査内容

3. 添付資料

資料 5-1-28 避難所等としての施設利用に関する協定

避難所等としての施設利用に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と学校法人 浪速学院（以下「乙」という。）は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する多聞尚学館の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等として利用できる施設）

第2条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

（1） 指定緊急避難場所

多聞尚学館運動場（大字千早1040番地）

（2） 指定避難所

多聞尚学館学生宿泊施設（大字千早1040番地）

（3） 避難所等として利用する施設に付随する乙の学校設備、備品および機器類等

2 甲は、避難所等として利用する施設の範囲を、住民に周知するための措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、次の場合、多聞尚学館に避難所等を開設することができる。

（1） 千早赤阪村内において、地震、風水害その他の災害が発生するか、発生の恐れがあり、住民および観光その他の理由により千早地区に所在していた村外居住者の避難を必要とする場合。

（2） 広域避難を要する大規模な災害が発生し、村外からの避難者を受け入れる場合。

（3） その他、住民の生命を脅かす事態が発生し、甲が、住民避難が必要と判断した場合。

2 避難所等の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの間、または派遣が著しく困難な場合は、千早地区自主防災組織に協力を求めることができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所等を開設する場合、その旨を事前に、乙

に対して通知するものとする。

2 甲は、緊急に避難所等を開設する必要がある場合、前項の規定にかかわらず避難所等を開設することができる。ただし、その場合は、甲は、避難所等を開設した旨を、乙に対して速やかに通知しなければならない。

(避難所の管理運営)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの間、または派遣が著しく困難な場合は、千早地区自主防災組織に協力を求めることができる。

(避難所の閉鎖)

第6条 甲は、避難所等を閉鎖する場合、利用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設および管理運営に係る経費を負担するものとし、その金額等については、使用した実費の額に相当する金額を前提に、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

2 甲は、避難所等として利用したことにより生じた破損等の損害の現状復旧を負担するものとする。

(支払い)

第8条 甲は、第7条に規定する請求書の内容を適當と認めたときは、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

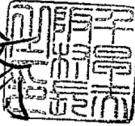
上記（協定）の証として、この協定を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月24日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

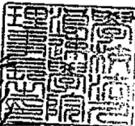
代表者 村長

南本


乙 大阪市住吉区山之内2丁目13番57号

学校法人 浪速学院

代表者 理事長・学院長

木村智之


資料 5-1-29 災害時における施設利用等に関する協定（ナカバヤシ株式会社）

災害時における施設利用等に関する協定

千早赤阪村(以下「甲」という。)とナカバヤシ株式会社(以下「乙」という。)は、千早赤阪村内において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する倉庫及び駐車スペース(以下「施設」という。)を物資集積場として利用する場合及び乙が甲に対して物資を供給する場合に、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対し次の事項について、次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が、所有する施設を、災害時の物資集積場として、甲に提供すること。
- (2) 乙が、調達可能な物資を、甲に供給すること。

(物資集積場として利用できる施設)

第3条 甲が、利用する乙の施設は、乙の有する大阪府南河内郡千早赤阪村大字二河原辺 168 番地 22 所在の関西物流センターの次の施設とする。

- (1) 倉庫
- (2) 駐車スペース(倉庫に隣接した地域)

(物資の提供)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(要請手続)

第5条 甲は、乙に対し、第2条第1項第1号に基づき、施設の利用を要請する場合は、施設利用要請書(様式第1号)により行うものとする。

この際、乙は、応否を甲に回答するものとし、承諾する場合は、利用できる施設を併せて回答するものとする。

ただし、緊急時においては、甲は、乙に対し、電話または口頭により協力を要請することができる。この場合、甲は、努めてすみやかに乙に対し文書を提出するものとする。

2 甲は、乙に対し、第2条第1項第2号に基づき、物資の提供を要請する場合は、物資注文書(様式第2号)により行うものとする。

3 乙は自らの従業員の安全を考慮したうえで、可能な範囲の協力を行うものとする。

(施設の管理)

第 6 条 施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、施設の管理運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

(物資の引渡等)

第 7 条 第 5 条第 2 項に基づく物資の引渡場所は、乙の施設等とし、甲は当該場所に職員を派遣して生活物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができる。

2 乙は自らの従業員の安全を考慮したうえで、可能な範囲の協力を行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費月の負担)

第 8 条 甲は、物資集積場の開設および管理運営に係る経費を負担するものとし、その金額等については、使用した実費の額に相当する金額を前提に、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日号外法律第 118 号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

2 甲は、物資集積場として利用したことにより生じた破損等の損害の現状復旧を負担するものとする。

(支払い)

第 9 条 甲は、第 8 条に規定する請求書の内容を適当と認めたときは、乙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に、乙に支払うものとする。

2 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が、速やかに支払うものとする。

(連絡体制)

第 10 条 この協定に関する連絡体制、連絡方法等について事前に協議し、定めておくものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

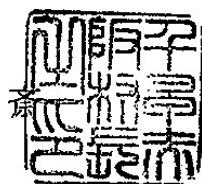
この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 6 月 21 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村

代表者 村長 南本



乙 大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 20 号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役 湯本 秀昭



災害時に供給を要請する物資

| 大分類 | 品種・品名 |
|----------------|--|
| プリンタ用紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・コピー&プリンタ用紙(ホワイト A3) ・コピー&プリンタ用紙(ホワイト A4) ・コピー&プリンタ用紙(グリーン A4) ・コピー&プリンタ用紙(グリーン A4) ・コピー&プリンタ用紙(ブルー A4) ・コピー&プリンタ用紙(イエロー A4) |
| 日・学用関連紙製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・スイング・ロジカルノート(セミB5) ・パッケージ付箋/25mm幅 20冊パック(イエロー) ・パッケージ付箋/75mm幅 20冊パック(イエロー) |
| ファイル・ホルダー | <ul style="list-style-type: none"> ・フラットファイル(ピンク A4 S型) ・フラットファイル(グリーン A4 S型) ・フラットファイル(ブルー A4 S型) ・フラットファイル(イエロー A4 S型) ・フラットファイル(ピンク A4 S型) ・フラットファイル(グリーン A4 S型) ・フラットファイル(ブルー A4 S型) ・フラットファイル(イエロー A4 S型) ・用箋挟(クリップボード) (A4 S型) ・用箋挟(クリップボード) (A4 E型) |
| 防災・衛生対策・セキュリティ | 段ボールベッド・段ボールパーティション等の段ボール製品(各種) |
| 事務・ボード用品 | スチールホワイトボード(各種) |
| オフィス・ホーム家具 | 簡易パーティション(各種) |

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長

施設利用要請書

「災害時における施設利用等に関する協定」に基づき、施設利用について、下記のとおり要請します。

記

内 容 :

日 時 : 年 月 日 時 分～

名 称 :

場 所 :

その他 :

問い合わせ先
電話

第2号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

千早赤阪村長

物 資 提 供 要 請 書

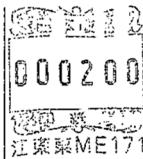
「災害時における施設利用等に関する協定」に基づき、物資の提供について、下記のとおり要請します。

| 要請日 | 年 月 日 |
|-----|-------|
| 場所 | 千早赤阪村 |
| 内 容 | 物資の供給 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| その他 | |

問い合わせ先

電話

資料 5-1-30 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書



災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

千早赤阪村(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定書は、千早赤阪村域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して要請する支援物資の受入及び配送等の支援協力に関する必要な事項を定めるものとする。



(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 支援物資 調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配達先となる甲内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- (5) 物資集積・搬送拠点 災害時に支援物資の配送を円滑に行うため、支援物資の受入、荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、物資集積・搬送拠点を設置する場合において、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、乙に対して支援協力を要請し、乙は、乙が被災等により支援要請に応じられない場合を除き、可能な限り支援業務(以下「業務」という。)を実施するものとする。



- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲が指定する物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣
- (6) 甲が指定する物資集積・搬送拠点が使用できない場合における、乙又は乙の関係団体による物資集積・搬送拠点の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に甲の要請により乙が応じられる事項

2 甲は、避難所等における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(要請の方法)

第4条 協力の要請は、災害時等支援協力要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)を乙に提出する方法によるものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第5条 乙は、業務を実施したときは、災害時等支援協力実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、口頭、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第6条 乙が業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の額は、市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日の翌月末日までに支払いを行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭、電話等に

より報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第 8 条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第 9 条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該有効期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 30 日

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

甲 千早赤阪村

村長 菊井 佳宏



乙 佐川急便株式会社 関西支店
支店長 谷本 信



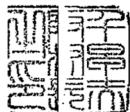
資料 5-1-31 災害等緊急時における輸送の協力に関する協定書

災害等緊急時における輸送の協力に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害等緊急時の輸送に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害等により村民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行う輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。



（要請）

第2条 甲は、緊急対策を実施するうえで乙の協力を必要と認めるとときは、乙に対して、別に定める「協力要請書」（様式第1号）に、次に掲げる事項を明示して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 協力を要する理由
- (3) 協力期間
- (4) 必要台数
- (5) 輸送人員
- (6) 活動場所
- (7) 活動内容
- (8) その他の事項

（安全の確保及び実施）



第3条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するよう努めるものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務完了報告書」(様式第2号)に次に掲げる事項を明示して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 自動車登録番号
- (2) 従事者名
- (3) 要請年月日
- (4) 協力年月日
- (5) 活動場所
- (6) 走行距離
- (7) その他の事項

(費用の負担)

第5条 第3条第2項の規定により、乙が協力に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求の内容を確認し、請求を受けた日の翌月末日までにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。

- 2 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(連絡先等確認)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以降、期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6 年 8 月 30 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村

村長 菊井 佳宏



乙 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

大新東株式会社

代表取締役 森下 哲好



様式第1号（第2条関係）

年 月 日

大新東株式会社

代表取締役

様

千早赤阪村長

協力要請書

令和 年 月 日付けで締結した「災害等緊急時における輸送の協力に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請致します。

記

| 項目 | 要請内容 | |
|----------|---|-----|
| 災害等の状況 | | |
| 協力を要する理由 | | |
| 協力期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 必要台数 | | |
| 輸送人員 | | |
| 活動場所 | 乗車場所 | 輸送先 |
| | | |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 地域の避難者を避難施設等へ輸送 <input type="checkbox"/> 避難施設等から他の施設へ輸送 <input type="checkbox"/> 集団緊急事案による負傷者等の輸送 <input type="checkbox"/> 協力者等を現場へ輸送 <input type="checkbox"/> その他 ()) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| その他の事項 | | |

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

千早赤阪村長 様

大新東株式会社
代表取締役

業務完了報告書

「災害等緊急時における輸送の協力に関する協定書」第4条の規定により、要請された業務が完了しましたので報告致します。

記

| | | | | |
|-------------|--|--|--|--|
| 自動車 登録番号 | | | | |
| 従事者名 | | | | |
| 要請年月日 | | | | |
| 協力年月日 | | | | |
| 活動場所 | | | | |
| 走行距離 | | | | |
| その他の 事項 | | | | |

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

千早赤阪村長 様

大新東株式会社
代表取締役

災害等緊急時の連絡先届出書

■会社

| | | |
|-----|--------|--|
| 名 称 | | |
| 住 所 | 〒 | |
| 連絡先 | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | E-mail | |

■担当者連絡先

| 役 職 | 氏 名 | 連 絡 先 | |
|-----|-----|---------|--|
| | | 携帯電話 | |
| | | メールアドレス | |
| | | 携帯電話 | |
| | | メールアドレス | |
| | | 携帯電話 | |
| | | メールアドレス | |
| | | 携帯電話 | |
| | | メールアドレス | |
| | | 携帯電話 | |
| | | メールアドレス | |

5-2. その他関係機関等締結の応援協定等

資料 5-2-1 大阪府下広域消防相互応援協定

大阪府下広域消防相互応援協定

昭和63年9月1日

(令和6年7月16日再締結)

大阪府下広域消防相互応援協定の再締結について

大阪南消防組合の消防業務の開始に伴い、大阪府下広域消防相互応援協定（昭和63年9月1日）を次のように再締結する。

大阪府下広域消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市等）

第2条 この協定は、府下の市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務

に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

- 2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。
- 3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条第1項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。
- (2) 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

- 2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又は消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、協定締結日にかかわらず、令和6年4月1日より遡及的に効力を有するものとし、平成27年9月1日に締結した大阪府下広域消防相互応援協定は、廃止する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書を28通作成し、協定市等の長がそれぞれ記

名押印の上、各消防本部等において各1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

大阪市長 横山 英幸

堺市長 永藤 英機

岸和田市長 永野 耕平

豊中市長 長内 繁樹

池田市長 潑澤 智子

吹田市長 後藤 圭二

泉大津市長 南出 賢一

高槻市長 濱田 剛史

貝塚市長 酒井了

守口市門真市消防組合管理者
守口市長 濱野憲一

枚方寝屋川消防組合管理者
枚方市長 伏見隆

茨木市長 福岡洋一

八尾市長 山本桂右

泉州南消防組合管理者
阪南市長 水野謙二

松原市長 澤井宏文

大東四條畷消防組合管理者
大東市長 逢坂伸子

和泉市長

辻 宏 康

箕面市長

上 島 一 彦

大阪南消防組合管理者

柏原市長

富 宅 正 浩

摂津市長

森 山 一 正

高石市長

畠 中 政 昭

東大阪市長

野 田 義 和

交野市長

山 本 景

大阪狭山市長

古 川 照 人

島本町長 山田 紘平

豊能町長 上 浦 登

忠岡町長 杉 原 健 士

能勢町長 上 森 一 成

資料 5-2-2 大阪南消防組合・堺市消防相互応援協定

大阪南消防組合・堺市消防相互応援協定

大阪南消防組合・堺市消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪南消防組合と堺市との消防の相互応援について、次のように協定する。

なお、本協定書は、2通を作成し、大阪南消防組合管理者及び堺市長において、各1通を保管する。

令和6年11月1日

大阪南消防組合
管理者
富宅 正浩

堺市長
永藤 英機

(目的)

第1条 大阪南消防組合（以下「甲」という。）と堺市（以下「乙」という。）との消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

(応援)

第2条 甲又は乙の消防長は、火災、水災、その他の災害（以下「災害」という。）防御のため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

(応援の要請)

第3条 前条の応援要請は、受援側の消防長が、災害等の概況、出場を求める消防用資機（器）材の種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援側の消防長に対して行うものとする。

(指揮)

第4条 受援地における応援隊の指揮は、受援地の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費負担)

第5条 災害防御のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合を除く。

(2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。ただし、応援側において、基金及び保険等の加入により補てんされる財源は控除する。

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 建築物、工作物又は土地に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、賞じゅつ金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援側に対して支払うものとする。

3 出発から到着まで及び帰署途上における交通事故等に要する費用については、原因が重大な過失によるものを除き前2項の規定を準用する。

(救急応援)

第6条 甲又は乙の消防長は、災害防御以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障が

ない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、前条の規定を準用する。
(相互応援)

第7条 甲又は乙の消防長は、第2条及び前条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急事故発生を認知若しくは受報した場合、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数についてあらかじめ協議の上、決定するものとする。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第4条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。
3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第5条の規定を準用する。
(その他)

第8条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、協定締結日にかかわらず、令和6年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。
- 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市消防相互応援協定（平成20年10月1日締結）は、廃止する。
- 3 富田林市・堺市消防相互応援協定（平成20年10月1日締結）は、廃止する。
- 4 河内長野市・堺市消防相互応援協定（平成20年10月1日締結）は、廃止する。

資料 5-2-3 大阪南消防組合・奈良県広域消防組合消防相互応援協定

大阪南消防組合・奈良県広域消防組合消防相互応援協定

大阪南消防組合

奈良県広域消防組合

大阪南消防組合・奈良県広域消防組合消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第39条の規定に基づき、大阪南消防組合及び奈良県広域消防組合（以下「協定団体」という。）の管轄区域内における災害の発生に際し、相互に応援協力してその災害の防除にあたることを目的とする。

(相互応援の災害範囲)

第2条 この協定において災害とは、法第1条に定める災害をいう。

(協定の適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、協定団体の管轄区域内で隣接する地域及び当該地域周辺部（以下「協定区域」という。）とする。

(応援種別)

第4条 協定団体の相互応援は、次に掲げる応援とする。

(1) 普通応援

協定区域内における災害の発生を覚知した場合、災害発生地の長の要請を待たずに出動する応援（災害を覚知した時点で、その発生場所がどちらの管轄区域か確定できない状況で出動し、事後において、自らの管轄区域外であると判明した場合を含む。）

(2) 特別応援

協定区域内における災害で被害の拡大のおそれがある場合、災害発生地の長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、当該応援を要請する側（以下「受援側」という。）の長が電話等により当該応援をする側（以下「応援側」という。）の長に対し、次に掲げる事項を明確にして行うものとし、事後において速やかに文書で提出するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生日時

(3) 災害発生場所

(4) 災害の状況

(5) 必要とする車両、人員、資機材等の種別、数量

(6) 応援隊の主な任務

(7) 誘導員の配置場所等

- (8) 連絡担当員の職氏名
- (9) その他必要事項

2 応援側の長は、普通応援出動した場合、直ちに受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援側の長は、前条第1項に規定する応援要請を受けた場合、業務に支障のない範囲において、速やかに応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、前条の応援要請に応じることができない場合、その旨を速やかに受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、必要により応援隊の出動経路上の適当な位置に誘導員を派遣し、応援隊の誘導に努めるものとする。ただし、応援出動先が明確な場合、又は誘導員を派遣するいとまがない場合はこの限りでない。

(応援の中断)

第8条 応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援側の長は受援側の長と協議の上、応援を中断できるものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

2 災害発生地に応援隊が先着した場合は、前項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

(応援隊の報告)

第10条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び活動の概要その他必要な事項を適宜受援側の現場統括指揮者に報告するものとする。

2 応援側の長は、応援活動終了後、遅滞なく文書で受援側の長に報告するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところにより負担する。

- (1) 応援業務による機械器具の破損修理（別に定める場合を除く。）及び応援業務に係る燃料、手当等に関する経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援出動先において現地調達した燃料及び応援隊員の食料並びに現地調達

した消火薬剤に関する経費は、原則として受援側の負担とする。

(3) 受援側の指揮下における活動（応援隊が災害現場に先着した場合の応援側の活動を含む。）中に発生した応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金並びに第三者に対する損害賠償費及び損失補償費は、受援側の負担とすること。ただし、応援隊員の故意又は重大な過失において第三者に損害を加えた場合における当該第三者に対する損害賠償は、応援側の負担とする。

(4) 前号の賞じゅつ金以外の応援側の定める条例により支給される見舞金等については、応援側の負担とする。

（業務協力）

第12条 本協定の円滑な運用を図るため、関係資料を相互に交換するとともに、協定団体は、火災予防行政等一般業務についても相互に協力するものとする。

（実施細目）

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定団体相互が協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定団体相互が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、協定締結日にかかわらず、令和6年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定団体の長が記名押印の上、各1通を保管する。
- 3 この協定の施行に伴い、奈良県広域消防組合・柏原羽曳野藤井寺消防組合相互応援協定（平成29年11月9日締結）は廃止する。
- 4 この協定の施行に伴い、富田林市・奈良県広域消防組合相互応援協定（令和4年4月1日締結）は廃止する。

令和 7 年 1 月 9 日

大阪南消防組合

管理者 富宅 正浩

奈良県広域消防組合

管理者 亀田 忠彦

6. 様式

資料 6-1 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

| | | |
|---|--------------------|---------|
| | | 年 月 日 |
| 大 阪 府 知 事 殿 | | |
| <u>緊急通行車両確認申出書</u> | | |
| 申出者 住 所 | | |
| 氏 名 | | |
| 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の <u>使用</u> 用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) | | |
| <u>活 動 地 域</u> | | |
| 車両の 使用 者 | 住 所 | () 局 番 |
| | 氏名又 は名称 | |
| 緊 急 連絡先 | <u>住 所</u> | () 局 番 |
| | <u>氏名又 は名称</u> | |
| 備 考 | | |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

資料 6-2 被害状況の調査及び報告

【被害状況等報告基準】

(S46.6.14 内閣総理大臣官房審議室長通知)
(R3.6.24 内閣府政策総括官(防災担当)通知)

| 被害項目 | | 報告基準 |
|-------------------|--------------------|---|
| 人 的 被 害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 |
| | 負傷者 (重傷者・軽傷者) | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。 |
| 物 的 被 害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| | 世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 |
| | 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 大規模半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ再使用することが困難なもので、具体的には、損壊・焼失・流失した部分が延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が40%以上50%未満のものとする。 |
| | 中規模半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家が半壊し、構造耐力上室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分が延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が30%以上40%未満のものとする。 |
| | 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度もので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 |
| | 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 |
| | 準半壊に至らない (一部損壊) | 損壊の程度が準半壊に至らないもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。 |
| | 床上浸水 | その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊、準半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。 |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 |
| その 他 被 害 | 田畠の 被害 | 流失・埋没 耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。 |
| | 冠水 | 植付作物の先端がみえなくなる程度に水につかったもの。 |
| 文教施設 | | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。 |

| 被害項目 | | 報告基準 |
|-------|-------|--|
| その他被害 | 道路 | 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | 橋梁 | 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不通となった程度の被害をいう。 |
| | 河川 | 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 港湾 | 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | 砂防 | 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 |
| | 清掃施設 | 「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎尿処理施設とする。 |
| | 鉄道 | 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。 |
| | 船舶 | 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 電話 | 「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。 |
| | 電気 | 「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| り災者 | 水道 | 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| | ガス | 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。 |
| り災者 | ブロック塀 | 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 |
| | り災世帯 | 「り災世帯」とは、災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であればわけて扱うものとする。 |
| | り災者 | 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。 |

| 被害項目 | | 報告基準 |
|------------------|----------|--|
| 被 害 金 額 | 公立文教施設 | 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 |
| | 農林水産業施設 | 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 |
| | 公共土木施設 | 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 |
| | その他の公共施設 | 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 |
| | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、精算機械器具等とする。 |

注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
 4 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

資料 6-3 災害被害等報告様式

第4号様式（その1）

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|---------|-----|-------|---|------|---|
| 〔災害概況即報〕 | | 報告日時 | | 年 月 日 時 分 | | | | | | |
| 消防庁受信者氏名 | | 都道府県 | | | | | | | | |
| | | 市町村 (消防本部名) | | | | | | | | |
| 災害名 (第 報) | | 報告者名 | | | | | | | | |
| 災 害 の 概 況 | 発生場所 | | 発生日時 | | 月 日 時 分 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 被 害 の 状 況 | 死傷者 | 死 者 | 人 | 不 明 | 人 | 住 家 | 全 壊 | 棟 | 準半壊 | 棟 |
| | | 負傷者 | 人 | 計 | 人 | | 大規模半壊 | 棟 | 一部損壊 | 棟 |
| | | | | | | | 中規模半壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
| | | | | | | | 半 壊 | 棟 | | |
| 応 急 対 策 の 状 況 | 災害対策本部等の 設置状況 | | (都道府県) | | (市町村) | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)

「被害狀況即報」

| 都道府県 | | | | 区分 | | 被害 | | |
|------------------|--------------------------|----|----|--|--------|----|--|--|
| 災害名 ・ 報告番号 | 災害名 第 報 (月 日 時現在) | | | 田 畠 その他 | 流失・埋没 | ha | | |
| | | | | | 冠水 | ha | | |
| | | | | | 流失・埋没 | ha | | |
| | | | | | 冠水 | ha | | |
| | | | | | 文教施設 | 箇所 | | |
| | | | | | 病院 | 箇所 | | |
| | | | | | 道路 | 箇所 | | |
| | | | | | 橋りょう | 箇所 | | |
| | | | | | 河川 | 箇所 | | |
| | | | | | 港湾 | 箇所 | | |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | 砂防 清掃施設 崖くずれ 鉄道不通 被害船舶 水道 電話 電気 ガス ブロック塀等 | 砂防 | 箇所 | | |
| | 行方不明者 | 人 | | | 清掃施設 | 箇所 | | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | | 崖くずれ | 箇所 | | |
| | | 軽傷 | 人 | | 鉄道不通 | 箇所 | | |
| 住家被害 | 全 壊 | | 棟 | | 被害船舶 | 隻 | | |
| | | | 世帯 | | 水道 | 戸 | | |
| | | | 人 | | 電話 | 回線 | | |
| | 大規模半壊 | | 棟 | | 電気 | 戸 | | |
| | | | 世帯 | | ガス | 戸 | | |
| | | | 人 | | ブロック塀等 | 箇所 | | |
| | 中規模半壊 | | 棟 | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | |
| | | | 人 | | | | | |
| | 半 壊 | | 棟 | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | |
| | | | 人 | | | | | |
| | 準半壊 | | 棟 | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | |
| | | | 人 | | | | | |
| | 一部損壊 | | 棟 | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | |
| | | | 人 | | | | | |
| 非住家 | 床上浸水 | | 棟 | | り災世帯数 | 世帯 | | |
| | | | 世帯 | | り災者数 | 人 | | |
| | | | 人 | | | | | |
| | 床下浸水 | | 棟 | 火災発生 | 建物 | 件 | | |
| | | | 世帯 | | 危険物 | 件 | | |
| | | | 人 | | その他 | 件 | | |
| | 公共建物 | 棟 | | | | | | |
| | その他 | 棟 | | | | | | |

[被害状況即報] (続き)

| 区分 | | 被　　害 | 災等害の対設策置本状部況 | 都道府県 | | |
|------------|---|------|--------------|-------------|-----------|----|
| 公立文教施設 | 千円 | | | | | |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | | | |
| 公共土木施設 | 千円 | | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | | | | | |
| 小　　計 | 千円 | | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | 団体 | | | | | |
| その他 | 農業被害 | 千円 | | 災害救助法適用市町村名 | | |
| | 林業被害 | 千円 | | | | |
| | 畜産被害 | 千円 | | | | |
| | 水産被害 | 千円 | | | | |
| | 商工被害 | 千円 | | | | |
| | | | | | 計 | 団体 |
| | その他 | 千円 | | | 消防職員出動延人数 | 人 |
| 被害総額 | | 千円 | | 消防団員出動延人数 | 人 | |
| 備考 | 災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 | | | | | |

※被害額は、省略することができるものとする。

第1号様式 災害確定報告

| 都道府県 | | | | 区分 | | 被害 | |
|------------------|---------|-----|------------------|-------------|-------|----|--|
| 災害名 ・ 報告番号 | 月 日 時確定 | | | 非 住 家 | 公共建物 | 棟 | |
| | | | | | その他 | 棟 | |
| 報告者名 | | | | 煙 | 流失・埋没 | ha | |
| | | | | | 冠 水 | ha | |
| 人的 被害 | | | | 煙 | 流失・埋没 | ha | |
| | | | | | 冠 水 | ha | |
| 区分 | | | 被害 | | | | |
| 住 家 被 害 | 死 者 | 人 | | | | | |
| | 行方不明者 | 人 | | | | | |
| | 負 傷 | 重 傷 | 人 | | | | |
| | | 軽 傷 | 人 | | | | |
| 一部 損 壊 | 全 壊 | | 棟 | | | | |
| | | | 世帯 | | | | |
| | | | 人 | | | | |
| | 大規模半壊 | | 棟 | | | | |
| | | | 世帯 | | | | |
| | | | 人 | | | | |
| | 中規模半壊 | | 棟 | | | | |
| | | | 世帯 | | | | |
| | | | 人 | | | | |
| | 半 壊 | | 棟 | | | | |
| 世帯 | | | | | | | |
| 人 | | | | | | | |
| 準 半 壊 | | 棟 | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | |
| | | 人 | | | | | |
| 床上浸水 | | 棟 | り災世帯数 | | 世帯 | | |
| | | 世帯 | り災者数 | | 人 | | |
| | | 人 | | | | | |
| 床下浸水 | | 棟 | 火 災 発 生 | 建 物 | 件 | | |
| | | 世帯 | | 危険物 | 件 | | |
| | | 人 | | その他 | 件 | | |
| 非 住 家 | 公共建物 | 棟 | | | | | |
| | その他 | 棟 | | | | | |

第1号様式 災害確定報告（続き）

| 区分 | | 被　　害 | 都災 道害 府対 県策 本 部 | 名　　称 | | | |
|-------------------|------------------|------|----------------------------------|------------------|---------|--|--|
| 公立文教施設 | 千円 | | | 設　　置 | 月　　日　　時 | | |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | 解　　散 | 月　　日　　時 | | |
| 公共土木施設 | 千円 | | | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | | 災設 害置 対市 策町 本村 部名 | | | | |
| 小　　計 | 千円 | | | | | | |
| 公共施設被害 市　町　村　数 | 団体 | | | | | | |
| 農業被害 | 千円 | | | | | | |
| その 他 | 林業被害 | 千円 | | 計　　団体 | | | |
| | 畜産被害 | 千円 | | | | | |
| | 水産被害 | 千円 | | | | | |
| | 商工被害 | 千円 | | | | | |
| | | | | | 計　　団体 | | |
| その　他 | 千円 | | | 消防職員出 動　延　人　数 | 人 | | |
| 被　　害　　総　額 | 千円 | | | 消防団員出 動　延　人　数 | 人 | | |
| 備 考 | 災害発生場所 | | | | | | |
| | 災害発生年月日 | | | | | | |
| | 災害の概況 | | | | | | |
| | 消防機関の活動状況 | | | | | | |
| | その他（避難の勧告・指示の状況） | | | | | | |

資料 6-4 被災者台帳情報の提供について（依頼）の文例

○○○第○○○号
○○○○年○月○日

○○市（区・町・村）長
○○ ○○ 様

○○市（区・町・村）長
○○ ○○
被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：○○市（区・町・村）長 ○○ ○○

所在地：○○県○○市（区・町・村）○○

担当：○○課 ○○ ○○

（担当連絡先：電話○○○○一○○一○○○○○、FAX○○○○一○○一○○○○○
メールアドレス○○○○@○○.○○.○○）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

○○○第○○○○号
○○○○年○月○日

○○市（区・町・村）長
○○ ○○ 様

特定非営利活動法人○○○○○
代表○○ ○○

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「○○○○者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：特定非営利法人 ○○○○○ 代表○○ ○○

所在地：○○県○○市（区・町・村）○○

担当：○○課 ○○ ○○

（担当連絡先：電話○○○○一○○一○○○○○、FAX○○○○一○○一○○○○○
メールアドレス○○○○@○○.○○.○○）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「○○○○者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

資料 6-5 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

別添2

| | | | |
|---|--|---------|-----|
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 生年月日 | | 性別 | 男・女 |
| 住所 | | | |
| 連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください） | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 携帯電話番号 | | メールアドレス | |
| 外部提供先 及び 提供可能情報 | ①公共料金等減免 <input type="checkbox"/> 電力会社（〇〇電力） <input type="checkbox"/> ガス会社（〇〇ガス） <input type="checkbox"/> 水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） <input type="checkbox"/> 下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） <input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> NTT <input type="checkbox"/> 携帯電話会社（会社名・支店名） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所： <u> </u> 電話番号： <u> </u> メールアドレス： <u> </u> 担当者： <u> </u> <input type="checkbox"/> その他（ ） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所： <u> </u> 電話番号： <u> </u> メールアドレス： <u> </u> 担当者： <u> </u> ※上記料金減免に必要な情報の提供 ※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式 による同意は不要です | | |

(次ページに続きます)

| | |
|---------------|---|
| ②被災者支援団体等への提供 | <p> <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 町内会等地域自治組織 <input type="checkbox"/> 消防団 <input type="checkbox"/> その他（民間事業者、N P O、ボランティア団体等） </p> <p><u>団体等名称</u>：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ ）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供</p> <p> <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（再掲） <input type="checkbox"/> 国（官署名）（ ） <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p><u>団体等名称</u>：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ ）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>④その他</p> <p><u>提供同意する団体名</u>：_____</p> <p><u>提供を同意する理由</u>：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ ）</p> <p>※別紙から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> |
|---------------|---|

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定

に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

別紙

<被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）>

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 署名証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____

(備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

資料 6-6 罹災証明申請書

罹 災 証 明 申 請 書

千早赤阪村長 様

年 月 日

| | | |
|---------------|----------|------|
| 申請者 (世帯主等) | 住 所 〒 一 | 電話番号 |
| | (現在の連絡先) | |
| | 電話番号 | |
| 氏 名 | | |

| | | | | | |
|--|--|-----|------|----|----|
| 被災住家※の 世帯構成員 (被災者支援制度の 手続のため、必要 な場合のみ記入) | 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| | | 世帯主 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 申請者と被災住家の関係 | <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |

| | | |
|------|--------|-----|
| 罹災原因 | 年 月 日の | による |
|------|--------|-----|

| | |
|-----------|-------------|
| 被災住家※の所在地 | 南河内郡千早赤阪村大字 |
|-----------|-------------|

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

| | |
|-------|---|
| 住家の被害 | <input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 床上） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入） |
|-------|---|

| | | |
|-------------------------------------|--|-------|
| 窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記載不要) | 住 所 〒 一 | 電話番号 |
| | 氏 名 | |
| 申請者との続柄： (同居の親族以外の場合は、委任状が必要) | | |
| 自己判定調査 同意欄 (希望する場合) | <input type="checkbox"/> 自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査ができるため、被災家の写真等の添付が不要となります。（現地調査が不要） | |
| | <input type="checkbox"/> 自己判定調査で付ける能够な書類は、住家の被害の程度が「準半壊」至らない（一部損壊）に該当する場合のみとなります。 | |
| | <input type="checkbox"/> 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行ことがあります。 | |
| | □上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。 | |
| 証明書の必要数 及び必要理由等 | 理 由： | 提出先等： |
| 本人確認欄 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () | |

【記入上の留意点】

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号を記入してください。
なお、連絡先が異なる場合は、現在の連絡先についても記入してください。
2. 「申請者と被災住家の関係」欄には、申請者が住家の世帯主、所有者、管理者、占有者、その他 のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入して下さい。
3. 「被災住家の所在地」欄には、被災した住家の所在地（アパートなどの家屋名称等も含む。）を 記入してください。
4. 「住家の被害」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。
その他被害は、「崖崩れによる土砂が室内に流入した」等を記入してください。
5. 「証明書の必要数及び必要理由等」欄には、証明書の必要枚数を記入したうえで、必要とする 理由（保険金請求等）及び罹災証明書の提出先名称等を記入してください。
6. 「自己判定調査」を希望する場合は、申請時に写真（住家の全景写真、被害状況のわかる写真） の添付が必要です。
「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、住家の主要な構成要素の経済的被害を 住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものをいう。
7. 申請期限は、発災日の翌日から起算して3ヶ月以内となっています。

罹災証明書とは、住家の被害の程度を全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水等の区分により、罹災程度を判定し証明するものです。

罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

資料 6-7 被災証明申請書

被 災 証 明 申 請 書

千早赤阪村長 様

年 月 日

| | | |
|-----------------|----------|------|
| 申請者 (被災された方) | 住 所 〒 一 | 電話番号 |
| | (現在の連絡先) | |
| | | 電話番号 |
| | 氏 名 | |

| | | |
|-------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記載不要) | 住 所 〒 一 | 電話番号 |
| | 氏 名 | |
| | | 申請者との続柄： (同居の親族以外の場合は、委任状が必要) |

| | | | | | |
|-------------|---|-----|------|----|----|
| 被災者 (※1) | 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| | | 世帯主 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 申請者と被災物件の関係 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |

※1 人的被害に対する被災証明書が必要な場合に、記入して下さい。

| | | |
|------|--------|-----|
| 被災原因 | 年 月 日の | による |
|------|--------|-----|

| | |
|------|-------------|
| 被災場所 | 南河内郡千早赤阪村大字 |
|------|-------------|

| | |
|------|--|
| 被災状況 | |
|------|--|

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 証明書の必要数 及び必要理由等 | 理 由 : |
| | 通 提出先等 : |
| 本人確認欄 | 運転免許証 個人番号カード その他 () |

【記入上の留意点】

1. 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号を記入してください。
なお、連絡先が異なる場合は、現在の連絡先についても記入してください。
2. 「申請者と被災物件の関係」欄には、申請者が物件の所有者、管理者、占有者、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入してください。
3. 「被災状況」欄には、「倉庫（空家・物置・車庫等）が損壊した」「ロック塀が崩れた」「土地の一部流出」「車1台浸水」等を記入してください。
(注) 落雷による電化製品の故障等で被害と災害との因果関係が証明できない場合、証明書は発行できません。
4. 「証明書の必要数及び必要理由等」欄には、証明書の必要枚数を記入したうえで、必要とする理由（保険金請求等）及び被災証明書の提出先名称等を記入してください。
5. 申請期限は、発災日の翌日から起算して3ヶ月以内となっています。

被災証明書とは、被災した不動産、動産及び人的被害について、被災の事実を証明するものです。

被災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

資料 6-8 被災者台帳様式

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

| | | | | |
|------------|---|----|---------|--|
| フリガナ | | | | |
| 氏名 | 印 | | | |
| 生年月日 | | 性別 | 男・女 | |
| 住所 | | | | |
| 提供を求める台帳情報 | 希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____ | | | |
| | 申請者連絡先 | | | |
| | 電話番号 | | FAX番号 | |
| | 携帯電話番号 | | メールアドレス | |

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 住基カード | | 運転免許証 | |
| 身分証明書 | | 保険証 | |
| その他 確認手段： | | | |

資料 6-9 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿

資料 6-10 自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼書様式

○ 災害派遣要請書様式

文書番号
年 月 日

陸上自衛隊第3師団長 様

大阪府知事

自衛隊の災害派遣について

自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

○ 災害派遣撤収要請書様式

文書番号
年 月 日

陸上自衛隊第3師団長 様

大阪府知事

自衛隊災害派遣部隊の撤収について

自衛隊法第83条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

○ 知事への依頼書様式

| |
|---|
| 文書番号 年 月 日 |
| 大阪府知事 様 |
| 市町村長等 |
| 自衛隊の災害派遣要請について |
| 災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。 |
| 記 |
| 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 |
| 2 派遣を希望する期間 |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| 4 その他参考となるべき事項 |

| |
|--|
| 文書番号 年 月 日 |
| 大阪府知事 様 |
| 市町村長等 |
| 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について |
| 年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。 |
| 記 |
| 1 撤収要請日時 |
| 2 派遣された部隊 |
| 3 派遣人員及び従事作業の内容 |
| 4 その他参考となるべき事項 |